

令和元年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和2年2月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年2月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年2月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年2月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年2月25日 14時47分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	▲	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 2番	日戸 重雄	議席番号 4番	高橋 正志
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地振興係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

定刻になりました。ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

つづきまして、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章全文の朗読を議席番号19番 山本範夫 会長をお願いいたします。全文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは山本会長、よろしくをお願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

それでは、本日欠席となった委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。欠席委員の報告をいたします。議席番号3番 小山田和義 委員が体調不良のため欠席と連絡をいただいております。以上1名の欠席となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和元年度八幡平市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、2番 日戸重雄 委員、4番 高橋正志 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第11回総会の会期についてお諮りいたします。

第11回総会の会期は令和2年2月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第 11 回総会の会期は、令和 2 年 2 月 25 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第 11 回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、令和元年度第 11 回運営委員会報告を致します。総会資料の 3 ページをお開きください。

始めに報告及び連絡となります。次第のとおり 2 項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。令和 2 年 1 月以降の主な会議 行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

2 項目め。令和元年度八幡平市に対する意見の回答についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する発言内容を記載しておりますが、改めまして本日の第 11 回農業委員会協議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

3 項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、3 月 10 日（火）午前 9 時 30 分に決定となりました。続きまして、次のページの左上となります。

2 項目め。令和元年度第 11 回総会についてとなります。本日の第 11 回総会の運営について協議を行い午後 1 時 30 分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3 項目め。農地転用等現地調査についてとなります。令和 2 年度の現地調査の編成について協議を行い記載のとおり決定され、本日の第 11 回農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、次の 5 情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。事務局から 2 件の事務連絡を行いました。

内容は営農座談会の日程についてとなりました。事務局の説明に関連して複数の運営委員の方からマスタープランに対してのご意見・ご要望が出されました。また、推進委員を対象とした会議を開いて欲しいとの要望が出され、協議を行い運営委員会としての案を決定しました。開催についての協議を、本日の第 11 回農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。なお、本日の総会のご通知と併せて営農座談会の出席について、農業委員の皆様にお知らせいたしたところでございます。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和元年度第 11 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基

づき報告します。令和2年2月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第11回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（古川忠彦主事）

それでは、会議資料の7ページをご覧ください。

令和2年1月24日から令和2年2月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から4) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、5) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は2月17日の月曜日でございます。17件の現地調査を行いました。当日の調査委員は15番委員 藤原純子 委員、17番委員 竹田和夫 委員、19番委員 山本範夫 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は9件となっております。

申請番号1、平館第1地割459、田、1,801㎡を含む24筆26,974㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、松尾寄木第11地割668-2、田、173㎡を含む3筆2,505㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、松尾寄木第9地割358-2、田、522㎡を含む10筆19,707㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付け定とのことです。

申請番号4、平笠第6地割17-1、田、423㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5、堀切第1地割10-64、原野、6,275㎡を含む2筆10,219㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後は牧草と野菜を作付予定とのことです。

申請番号6、松尾寄木第19地割1-1、田、321㎡を含む4筆4,128㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

申請番号7、平笠第22地割52-2、畑、299㎡です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地は今まで譲受人が果樹と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8番と9番は関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号8、松尾寄木第11地割56-1、畑、2,028㎡です。

申請番号9、松尾寄木第11地割57-1、畑、2,198㎡です。交換による所有権の移転です。

申請地は互いに、牧草を作付していた農地です。権利取得後はどちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の4ページから5ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページから3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 15 番 藤原純子 委員にお願いします。

15 番（藤原委員）

15 番委員 藤原純子です。2月17日の現地調査のご報告をさせていただきます。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市役所から北東へ約1.3km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稲を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

次に、申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約3km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稲を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

次に、申請番号3番ですが、位置は、寄木小学校から西へ約2.3km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稲を作付していた農地です。権利設定後も、同様に作付予定とのことです。

次に、申請番号4番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約1.2kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

次に、申請番号5番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約2.1km以内に点在しております。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後は、牧草と野菜を作付予定とのことです。

次に、申請番号6番ですが、位置は、寄木小学校から北西へ約850mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が、自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

次に、申請番号7番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約1.3kmの地点です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が果樹と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8番と9番ですが、関連があるので一括して説明させていただきます。位置は、柏台小学校から東へ約1kmの地点です。交換による所有権移転です。申請地は互いに、牧草を作付していた農地です。権利取得後はどちらも同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをご覧ください。今月の申請は1件となっております。

申請番号1、大更第22地割201、田、338㎡を含む5筆1,915㎡です。申請人は、水稻を主として、13,889㎡を耕作しており、取得した場合、水稻を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、耕運機などを所有し、農業従事人数は3名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。併せて、関係資料の4ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 藤原純子 委員にお願いします。

15番（藤原委員）

15番 藤原純子です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から南へ約950mの地点です。申請者は、水稻を主として農業をしており、経営面積は13,889㎡です。取得した場合、水稻を作付するとのことです。

総合判断としましては、申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の

効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川裕太主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は1件になります。

申請番号1番、上藤36-1、田、1,227㎡を含む7筆10,006㎡です。

租税特別措置法における贈与税の納税猶予の特例により、農地等の生前一括贈与を受けた者が農業経営を継続することを条件に、贈与税が免除されるものであります。申請者は納税猶予を受けている農地の一部を平成27年2月26日開催の第112回農地部会において、農業経営基盤強化促進法の使用貸借権の設定により農用地利用集積計画の決定を受けました。この決定は租税特別措置法に定められている特定貸付農地にあたることから納税猶予の打切りとはなりません。また、貸付を行った時点で盛岡税務署にはその旨を届出しており、平成27年8月18日付けで特定貸付の通知を受理しております。

先に説明しましたとおり、申請地は、農業経営基盤強化促進法により利用権設定しておりましたが、期間満了により令和元年12月31日に権利が消滅したため、租税特別措置法に従い、引き続き贈与税の納税猶予を受けるため、今回申請を行うものです。

申請農地はこれまで借受人によりそばを作付しており、今後は申請者が引き続きそばを作付することを確認しております。また、申請者は申請農地以外の農地についてもそばを作付し、適正に管理しております。以上のことから、すべて適格要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員にお願いします。

17番（竹田委員）

17番委員の竹田です。

申請番号1番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約3.6kmの地点です。申請地は、農業経営基盤強化促進法により利用権設定していた農地ですが、期間満了により令和元年12月31日に権利が消滅した農地で、借受人によりそばが作付されていたということです。申請者は、そばの作付を主として農業をしており、令和2年1月1日より申請地に引き続きそばを作付する予定とのことです。

申請農地は畑として利用されており、適正に管理されておりました。今後も引き続き耕作する意志があること、適切に管理されていることから「許可相当」と判断してまいりました。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号の案件について採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川忠彦主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、平笠第1地割219-3、田、300㎡でございます。転用の目的は、農業用施設の建設です。内容は、農作業小屋、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号2、松尾寄木第13地割185-1、畑、521㎡を含む2筆548㎡でございます。転用の目的は、農業用施設の建設です。内容は、車庫兼倉庫、資材置場、通路等が計画されております。

関係資料の5ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1番は、令和元年年6月25日開催の第3回総会において農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、令和元年7月3日づけで農用地から農業用施設用地へ変更が決定しております。例外規定ですが、農業用施設用地に限り転用が認められております。

申請番号2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施設用地等に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員にお願いします。

17番（竹田委員）

17番委員の竹田です。

申請番号1番ですが、位置は寄木小学校から南へ約1.4kmの地点です。転用の目的は、農作業小屋の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請土地は、自身の圃場の近くで駐車場、作業場として使用するために選定したとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農業用施設用地内の農地となります。例外規定においては、農業用施設に限り転用が認められております。

申請番号2番ですが、位置は寄木小学校から西へ約2.3kmの地点です。転用の目的は、車庫兼倉庫の建設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。申請土地は、自身の経営している鶏舎に隣接しており、駐車場及び資材置場として使用するために選定したとのことでした。申請地は、10ha以上の一団の農地で第1種と判断されますが、例外規定においては、農業用施設等に該当することを確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川忠彦主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請番号1、大更第29地割289-1、田、303㎡でございます。転用の目的は、親子間の使用貸借権による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、庭等が計画されております。

申請番号2、平笠第6地割17-4、田、371㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場、庭等が計画されております。

関係資料の5ページをご覧ください。申請番号1番、農地区分ですが10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、こちらも集落接続に該当することが確認されております。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 17 番 竹田和夫 委員にお願いします。

17 番（竹田委員）

17 番委員の竹田です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 大更駅から東へ約 2.4 k m の地点です。転用の目的は、使用貸借権の設定による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請人の父の所有地で実家に隣接していることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号 2 番ですが、位置は平笠小学校から西へ約 1.2 k m の地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、現況の住まいに近く、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではない事から、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 5 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川忠彦主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。関係資料の6ページにあります申請一覧表につきましても、併せてご確認をお願いいたします。

申請番号1番と2番ですが内容が同一のため、一括で説明させていただきます。

申請番号1、平館第25地割209-9、畑、986㎡でございます。

申請番号2、平館第25地割209-16、畑、873㎡でございます。

現況は、どちらも木が生い茂り山林化しておりました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号17番 竹田和夫 委員にお願いします。

17番（竹田委員）

17番委員の竹田です。

申請番号1番と2番の件ですが、申請内容が同一のため一括して報告いたします。

申請番号1番と2番の位置は、平館高等学校から南へ約500mから600m地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、昭和50年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしまったとのことです。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第6号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

ここで、2時25分まで休憩といたします。

(休憩)

議長 (山本会長)

休憩を終わりました。ただ今より再会いたします。

○議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第7号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の18ページをご覧ください。今月の申請は29件となっております。

初めに、売買による所有権の移転です。

申請番号1、田頭第28地割67-1、田、1,969㎡を含む2筆3,956㎡です。

次に、賃貸借権の設定です。

申請番号2、平笠第3地割93-1、田、1,702㎡です。

申請番号3、平笠第1地割285、田、1,831㎡を含む5筆7,232㎡です。

申請番号4、平笠第1地割266、田、2,029㎡を含む5筆7,915㎡です。

申請番号5、平笠第1地割2-1、田、312㎡を含む7筆6,908㎡です。

申請番号6、松尾第17地割84、田、1,564㎡を含む3筆4,626㎡です。

申請番号7、野駄第5地割67-1、畑、2,595㎡を含む2筆4,238㎡です。

申請番号8、野駄第9地割55-11、畑、4,000㎡です。

申請番号9、野駄第27地割142、畑、3,997㎡を含む2筆9,632㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号10、野駄第5地割76-1、畑、4,354㎡を含む2筆8,169㎡です。

申請番号11、松尾寄木第23地割255、田、1,378㎡を含む3筆3,891㎡です。

申請番号12、星沢2-15、田、2,093㎡を含む6筆11,206㎡です。

申請番号 13、黒沢 74 の一部、田、2,000 m²を含む 2 筆 4,066 m²です。

申請番号 14、赤坂田 87-2、田、398 m²を含む 16 筆 27,507 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号 15、赤坂田 68-3、畑、1,487 m²を含む 10 筆 15,119 m²です。

申請番号 16、大更第 10 地割 328、田、2,647 m²を含む 15 筆 31,898 m²です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 17、平笠第 9 地割 102、田、439 m²を含む 2 筆 2,301 m²です。

申請番号 18、平笠第 24 地割 391、田、1,984 m²を含む 3 筆 5,944 m²です。

申請番号 19、松尾第 12 地割 9-1、田、1,215 m²を含む 2 筆 2,071 m²です。

申請番号 20、新田 137、田、1,530 m²を含む 2 筆 6,801 m²です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 21、大更第 12 地割 230、田、501 m²を含む 17 筆 17,477 m²です。

申請番号 22、荒木田第 3 地割 41-16、田、4,916 m²を含む 4 筆 8,603 m²です。

申請番号 23、松尾寄木第 6 地割 78、田、1,671 m²を含む 14 筆 14,304 m²です。

申請番号 24、松尾寄木第 22 地割 362、田、1,012 m²を含む 5 筆 5,595 m²です。

申請番号 25、松尾寄木第 11 地割 632、田、696 m²を含む 13 筆 14,447 m²です。

申請番号 26、帷子第 11 地割 54、田、1,741 m²を含む 2 筆 3,179 m²です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 27、大更第 37 地割 351-2、田、848 m²を含む 7 筆 9,175 m²です。

申請番号 28、平館第 1 地割 428-1、田、752 m²を含む 7 筆 8,010 m²です。

申請番号 29、西根寺田第 15 地割 167、田、1,927 m²を含む 5 筆 4,192 m²です。

申請地の明細については、次の 23 ページから 26 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 12、13、14、15 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 11 番 藤村勇三 委員の退席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 退席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号 12 番、13 番、14 番、15 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号12番、13番、14番、15番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号12番、13番、14番、15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

（11番 藤村勇三 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号12番、13番、14番、15番を除く議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号12番、13番、14番、15番を除く議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号12番、13番、14番、15番を除く議案第7号『農用地利用集積計画の決定につ

いて』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の28ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は9件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、松尾寄木第11地割632、田、696㎡を含む13筆14,447㎡です。

申請番号2、大更第12地割230、田、501㎡を含む17筆17,477㎡です。

申請番号3、平館第1地割428-1、田、752㎡を含む7筆8,010㎡です。

申請番号4、帷子第11地割54、田、1,741㎡を含む2筆3,179㎡です。

申請番号5、西根寺田第15地割167、田、1,927㎡を含む5筆4,192㎡です。

申請番号6、大更第37地割351-2、田、848㎡を含む7筆9,175㎡です。

申請番号7、荒木田第3地割41-16、田、4,916㎡です。

申請番号8、荒木田第10地割104-1、田、1,030㎡を含む3筆3,687㎡です。

申請番号9、松尾寄木第6地割78、田、1,671㎡を含む19筆19,899㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況につきましても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、番号7番、8番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号10番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（10番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、番号7番、8番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、番号7番、8番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、番号7番、8番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号10番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（10番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、番号7番、8番を除く質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、討論を終わります。これより、番号7番、8番を除く議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、番号7番、8番を除く議案第8号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第9号『別段の面積(下限面積)の設定について』

議長（山本会長）

次に、議案第9号『別段の面積(下限面積)の設定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

平成21年12月22日付け農林水産省通知の一部改正により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますことから令和2年度の下限面積の設定につきまして、議案として上程いたします。

本年度につきましては「下限面積は現行の50a」ということで、別段の面積は設定しないことと、平成31年1月25日に開催された平成30年度第9回総会において決定されております。

議案の34ページをご覧ください。議案内容についてご説明いたします。

令和2年度の方針は、地域を八幡平市全域のままとし、下限面積は50aのままとし、別段の面積の設定しないことといたします。

理由を説明いたします。一つ目は、2015農林業センサスを基に集計を行った結果、市内各地区の50a未満の農地を耕作する農家数が、いずれの地区においても40%を超えておらず、農地法施行規則第17条第1項第3号の要件を満たしているためです。

経営別農業別農家数の割合は、次のページの19ページ下側にある「八幡平市経営面積別農家数」の一覧表太枠部分の割合となります。それでは、前のページ18ページにお戻りください。

次に、八幡平市における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積であることから、農地法施行規則第17条第2項が求めている要件を満たしているためとなります。

最後に、耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合、下限面積は適用されないとの農地法施行令第2条第3項第1号によるためとなります。

関連する法令を抜粋して次の19ページ上段に掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、別段面積の設定についての検討結果は、先に述べた農林水産省からの通知により、毎年公表しなければなりませんので、総会において決定された後は、市のホームページで公表したいと思います。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。本案について、「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。お座りください。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第9号『別段の面積(下限面積)の設定について』は、「可」と決定いたしました。

6 閉会（14時47分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第11回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年3月25日

会 長 _____

2 番 委 員 _____

4 番 委 員 _____

令和元年度

第 11 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 2 年 2 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第 11 回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 買受適格証明願に対する可否の決定について

議案第 3 号 特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第 9 号 別段の面積（下限面積）の設定について

6 閉 会